

○北九州工業高等専門学校学業成績の評価等に関する規則

昭和53年7月6日 規則第4号

改正 令和8年2月17日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、北九州工業高等専門学校学則（昭和50年規則第1号）（以下「学則」という。）第27条に基づき、北九州工業高等専門学校における試験、学業成績の評価及び学年の課程修了の認定等について定めることを目的とする。

第2章 試験

(試験)

第2条 試験は、原則として中間試験、期末試験、定期試験、追試験、再試験及び追認試験（以下「試験」という。）とする。

2 平素の成績で評価し得る授業科目については、試験を行わないことがある。

(中間試験)

第3条 中間試験は、各学期の中間の時期に授業の一環として行う。

(期末試験)

第4条 期末試験は、通年科目について前学期末に行う。

(定期試験)

第5条 定期試験は、前学期で終了する科目については前学期末に、後学期で終了する科目については後学期末に行う。

(追試験)

第6条 追試験は、次の各号に掲げる事由により、試験を受けることができなかつた者に対して行わなければならない。なお、「追試験受験願」（別紙様式）は該当の学生が学級担任及び追試験対象科目の授業担当教員の確認を経て、学生課教務係へ提出するものとする。

(1) 疾病（医師の診断書を要する。）

(2) 忌引

(3) 学校が命じた場合

(4) その他やむを得ないと認められる事由（事由の証明を要する。）

2 追試験の日程は、授業担当教員が定める。

(再試験)

第7条 再試験は、学業成績の得点が59点以下かつ欠課時間数が単位の認定に必要な授業時間数の3分の1を超過していない授業科目を持つ者に対して行う。ただし、国立高等専門学校間提供科目の再試験は実施しないものとする。

- 2 通年科目は、前学期及び後学期ごとの評価に基づき、学期ごとに再試験を行う。なお、通年科目の再試験を前学期に行う場合は、前学期の欠課時間数が単位の認定に必要な授業時間数の3分の1を超過していない科目で再試験を行う。
- 3 再試験は、再試験対象者がいる場合、別に定める再試験期間内に必ず1回行わなければならない。
- 4 実技やレポート等の課題によって再試験と同様の評価を行うことができる場合は、課題による評価を再試験の評価として扱うことができる。なお、中間試験、期末試験、定期試験を実施しない授業科目についても同様の取扱いとする。
- 5 再試験に合格した者の再試験対象科目の学業成績の得点は60点とする。ただし、通年科目の場合は、再試験の対象となった学期の学業成績の得点を60点とする。また、再試験で不合格とした者の再試験対象科目の学業成績の得点は、再試験前の得点とする。

(追認試験)

第8条 追認試験は、仮進級者の未修得授業科目について行う。

- 2 追認試験は、仮進級者が仮進級した学年の前学期中に必ず1回行わなければならない。
- 3 実技やレポート等の課題によって追認試験と同等の評価を行うことができる場合は、課題による評価を追認試験の評価として扱うことができる。なお、中間試験、期末試験、定期試験を実施しない授業科目についても同様の取扱いとする。
- 4 追認試験に合格した者の追認試験対象科目の学業成績の得点は60点とする。
- 5 仮進級者の学年の課程修了は、追認試験を実施した年度の認定会議において、校長が認定する。また、仮進級者の学年の課程修了に関する認定会議は、学期ごとに実施する。ただし、仮進級者がいない場合は実施しない。

第3章 学業成績の評価

(各授業科目の成績表示及び成績評価)

第9条 各授業科目の成績の得点、評語及び評点は、次の区分による。

得点	評語	評点
95～100	A+	4
90～94	A	4
85～89	B+	3.5
80～84	B	3
75～79	C+	2.5
70～74	C	2
65～69	D+	1.5
60～64	D	1
0～59	F	0

- 2 学業成績は、学期成績と学年成績とに区分し、授業科目ごとに評価する。
- 3 各授業科目の学業成績は、試験の成績、平素の成績、出席状況等を総合して得点で評価する。
- 4 やむを得ないと認められる事由により追試験を受験できなかった者の評価は、当該試験以外の試験の点数、平素の成績を考慮して当該試験の点数とすることができる。ただし、この場合の試験点数は満点の7割を超えないものとする。
- 5 第6条第1項の各号に該当しないと認められた者又は懲戒処分を受けたため試験を受験することができなかった者の当該授業科目の試験の成績は0点とする。
- 6 試験において不正行為を行った者は、当該授業科目以降の受験を認めない。また、当該授業科目の試験の成績は0点とし、さらに、停学処分期間中の当該授業科目以降のすべての試験(当該試験期間中に試験として実施したものを含む。)に対する追試験を認めない。
- 7 特別活動の評価は、合格又は不合格とする。

(席次)

第10条 席次は次の加重平均点により算出する。なお、加重平均点は小数点第二位を四捨五入する。

加重平均点 = (科目の得点 × 単位数) の総和 / 総単位数

- 2 卒業の認定に必要となる単位数を超えて修得した選択科目がある場合は、得点の高い科目から必要単位数分を加重平均点の計算に算入し、その他の選択科目については加重平均点の計算から除外する。
- 3 学外で修得した科目の得点は、加重平均点の計算から除外する。

(平均評価)

第11条 学期成績及び学年成績の平均評点(以下「GPA」という。)は、次の方法で計算する。

GPA = (科目の評点 × 単位数) の総和 / 総単位数

- 2 卒業の認定に必要となる単位数を超えて修得した選択科目がある場合は、得点の高い科目から必要単位数分をGPAの計算に算入し、その他の選択科目については、GPAの計算から除外する。
- 3 学外で修得した科目の評点は、GPAの計算から除外する。(成績意見申し立て)

第12条 成績評価について異議がある者は、成績意見申立期間に授業担当教員又は学生課教務係へ申し出ることができる。

- 2 成績意見申立期間については別に定める。

第4章 学年の課程修了の認定

(学年の課程修了の認定)

第13条 学年の課程修了及び進級は、次の各号のすべてを満たした者に対して、校長が認定する。

- (1) 評語「F」がないこと。
 - (2) 欠課時間数が単位の認定に必要な授業時間数の3分の1を超えた科目がないこと。
 - (3) 学校行事の出席時間数が、学校行事総時間数の3分の2以上であること。
 - (4) 第1学年から第3学年については、特別活動の評価が合格であること。
- 2 前学期終了科目等の年度途中で終了する科目の単位は、当該年度最後の認定会議における学年の課程修了及び卒業の認定をもって認定とする。

(課程の修了)

第14条 第5学年の課程修了を認定された者は、全学年の課程を修了したものとする。

(原級留置)

第15条 学年の課程修了を認定されない者は、原学年に留まることとする。

(仮進級)

第16条 前条の規定に関わらず、第1学年及び第2学年で学年の課程修了が認められなかった者のうち、次の各号のすべてに該当する場合は、仮進級とする。

- (1) 学則別表第1及び第2に定める授業科目のうち、当該学年までの未修得単位数の累積が6単位以下であること。
- (2) 履修科目のうち、欠課時間数が単位の認定に必要な授業時間数の3分の1を超える科目がないこと。
- (3) 学校行事の出席時間数が、学校行事総時間数の3分の2以上であること。
- (4) 特別活動の評価が合格であること。

2 前項に規定する仮進級に関する必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

(学業成績の通知及び証明書の交付)

第17条 学期成績又は学年成績の保護者への通知及び学業成績証明書の交付は、評語又は評点によるものとする。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和53年7月6日から施行し、昭和53年1月1日から適用する。

2 昭和51年度以前に入学した者の課程修了及び卒業の認定については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和56年3月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度以前の入学生に係る課程修了及び卒業の認定については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年6月19日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年2月28日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年7月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和3年5月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の第1条、第3条第4項及び第5項、第4章の章名、第5条の見出し、第5条第1項、第6条、第7条、第8条第1項の規定については令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。